

(第3条による基本契約書の参考様式)

債券等の着地取引に関する基本契約書

(以下甲という)と(以下乙という)は、甲乙間で行う債券、国内CP、海外CD、海外CP及び外国貸付債権信託受益証券(以下「債券等」という。)の着地取引に関し、以下のとおり合意した。

個別の債券等の着地取引に係る契約は、別途本基本契約に基づいて締結するものとする。

第1条(用語の定義)

本基本契約書における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債券等の着地取引 約定日(発行日以後の日に限る。以下同じ。)から受渡日までの期間が1か月以上となる債券等の売買をいう。
- (2) 着地取引受渡日 個別の債券等の着地取引(以下「個別着地取引」という。)の受渡日として個別着地取引に係る契約書(以下「個別着地取引契約書」という。)に定める日をいう。
- (3) 着地取引受渡金額 個別着地取引の受渡金額として個別着地取引契約書に定める金額をいう。

第2条(個別取引契約書の作成等)

個別着地取引を行うに当たっては個別着地取引契約書を、甲乙各々の代表者又は代表者の代理人が作成し、記名捺印し交換するものとする。

第3条(権利の移転時期)

個別着地取引において売買される当該債券等上の権利は、着地取引受渡日に、着地取引受渡金額の全額を支払ったときに売手から買手に移転するものとする。

第4条(不履行)

甲、乙いずれか一方が、その責に帰すべき事由により、着地取引受渡日(本基本契約書第6条第1項により着地取引受渡日が到来したものとみなされる場合の同項各号に該当することとなった日を含む。以下同じ。)に債務を履行しない場合は、相手方は、個別着地取引を解除することができる。ただし、相手方の同意による着地取引受渡日の延期はこれを妨げない。この場合、相手方は新たに条件を付することができるものとする。

- 2 前項により、着地取引が解除された場合、その責に任ずべき方は、着地取引受渡金額(前項ただし書により期日の延期がなされたときは、新たに付された条件を勘案して算出した金額)と、当該債券等を実勢価格で購入若しくは売却した金額又は購入若しくは売却したとして算出される金額との差額を損害金として直ちに相手方に支払うものとする。
- 3 前項の損害金が直ちに支払われなかった場合は、着地取引受渡日の翌日から支払いに至るまでの間、年利率〇パーセント(1年を365日として日割計算)の割合による遅延損害金を加算して支払うものとする。

第5条(損害担保)

甲又は乙は、前条による損害金等をあらかじめ担保するため必要であると認めたときは、相手方に対し担保若しくは増担保の差入れを請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項による担保を受領していた場合、前条第2項による支払いが直ちに実行されていなかったときは、通知、催告を行わず、かつ、法律上の手続きによらないで前項の担保を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分の上、その処分金額又は取立金額から処分費用を差し引いた残額を、法定の順序によらず、任意に債務の弁済に充当できるものとし、なお、不足額がある場合は、直ちに弁済の請求を行うものとする。

注:「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」第7条ただし書に基づき約定日から受渡日までの期間が6か月を超える着地取引を行う場合、同条第3号に規定する措置を講じるために必要な事項についても契約(別の契約書による契約を含む。)するものとする。

第6条(履行期についての特則)

甲、乙いずれか一方が次の各号の一に該当することとなった場合は、すべての個別着地取引契約における着地取引受渡日は、その該当することとなった日に到来したものとみなす。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき。

- (3) 支払いを停止したとき。
 - (4) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分があったとき。
 - (5) 本契約の相手方に対し、債務の履行の一つを怠ったとき。
 - (6) 前各号のほか本契約又は相手方との有価証券その他の取引に関し重大な違背があったと認められたとき。
- 2 前項により履行期日が到来することとなった個別着地取引の受渡金額は、着地取引受渡金額とする。

第 7 条（報告及び調査）

甲及び乙は、その財産、経営及び業況について相手方から書面により理由を付して請求があったときは、直ちに報告し、また、調査に必要な便益を提供するものとする。

第 8 条（合 意 管 轄）

甲及び乙は、本基本契約書から生じる権利義務に関し争いが生じたときは、〇〇地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第 9 条（協 議）

本基本契約書に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本契約を証するため、本基本契約書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

所 在 地
甲 名 称 ㊟
代表者名

所 在 地
乙 名 称 ㊟